

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 天童市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.8%
全職員	64.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	80.6%
本庁課長補佐相当職	94.3%
本庁係長相当職	95.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.4%
31～35年	86.6%
26～30年	92.3%
21～25年	99.4%
16～20年	96.0%
11～15年	94.2%
6～10年	76.0%
1～5年	83.5%

【説明欄】

- ・男女それぞれの職員数に占める「会計年度任用職員」の割合が、女性が約58%、男性が約22%となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っているため、全職員における男女の給与に差が生じている。
- ・勤続年数が10年以下については、県教育委員会からの異動職員を含んでおり、当該区分の職員に占める男性の割合が高いため、他の勤続年数と比較して男女の給与に差異が生じている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は81.43%である。住居手当の受給者に占める男性の割合は69.17%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。